
保険法等の規制と生命保険営業

近時の法と保険実務に関するトピック

ネクスティア生命保険株式会社

山内恒人

コンテンツ

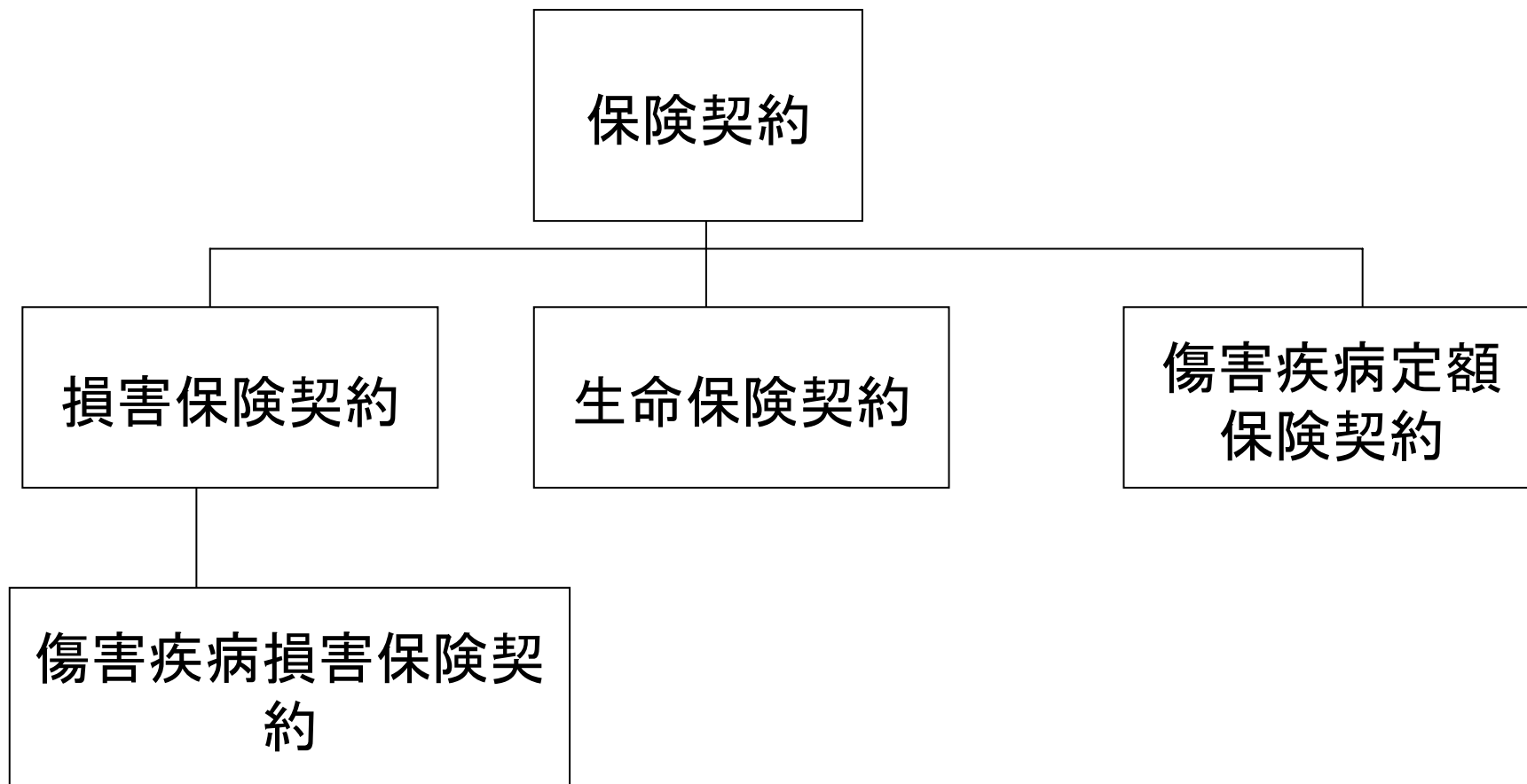
1. 新たな保険法の概説
2. 告知に関して保険法制定前後での考え方の違いを判例で紹介
3. 保険契約者変更規定の今日的な課題＝センカンダリーマーケットに関連して
4. 保険料不可分の原則と保険実務
5. 新たな債権法制定と損害賠償額算定に関するトピック

新たな保険法の概説

新たな保険法の概説

- 商法制定(約100年前)から保険法に関する条文は変化がなかった
- 時代の変化に伴う問題に即するには古くなった
- 主に以下の変形を行った
 1. 医療保険などを扱う契約上の法典を設定した
 2. 告知義務を質問応答義務に変えた
 3. 旧商法では何が「強行規定」で何が「任意規定」かを明確化した
 4. 保険金支払いに関する箇条を明確にした
 5. 新たな判例に対応する箇条を明確にした
- これに伴い従来から問題になっていた事柄についても決着をつけた→これの最大の問題は「保険料不可分の原則」の不採用である

保険法の体系



保険法の体系：業法上の区分け

第2分野

第1分野

第3分野

損害保険契約

生命保険契約

傷害疾病定額
保険契約

傷害疾病損害保険契
約

保険法制定の周辺

- 保険法では共済のような民法組織も視野に入れると商法の配下とするわけにはいかなかった
- その一方で現在、民法改正が行われており、新たに「債権法」が制定される予定
- 長く、日本では商法と民法が並立していたが、これは諸外国では一般的ではない
- 約100年前日本商法典はドイツ人法学者ロエスレルが起草をした
- 当時のドイツは統一間もないころで、統一される前には領土相互間における商取引を円滑に行うために一般商法典 (das Allgemeine. Deutsche Handelsgesetz 1861年) が先に制定され、ドイツ統一 (1871年) の後、統一国家としての民法が制定されたこともあって、改めて商法典は制定されたが (1897年) 若干のオーバーラップも許して並列となった
- 日本ではこの例にならい、その後、この並立関係は存続しているが、現在、これらの観点が整理され、浩瀚な債権法が制定される可能性が高い
- これは本体の民法以外に影の民法というべき緻密な解釈論があり、それと判例を極力取り込む形になるだろう
- それでは保険法は民法の特別法としての位置を得たのかといえ、例えば賃貸借が民法にあり、その特別法としての借地借家法がある、という形式にはなっていない。保険法は在所のない感じがしているが、ここでは民法の一般原則に従うことが明らか部分はその影響下にあるということにして、議論を進めることにする。

告知に関して保険法制定前後 での考え方の違いを判例で紹介

保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

(告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故(被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。)の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの(第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(告知義務違反による解除)

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができない。

一 生命保険契約の締結の時ににおいて、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

告知が応答義務となったことから生じる 過去との相違点

(告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、…保険者になる者が告知を求めたもの…について、事実の告知をしなければならない。

告知者は質問事項に応答すればよい。

身体に関するとても重大な事柄を覚知していたとしても、質問になれば答えなくてもよい

過去は、告知書と商法規定の双方のあわせ技で告知義務違反を問うていた

過去の判例で告知義務違反により解除が肯定されていた判断も今日では肯定されないケースも考えられる

保険法 第三章 生命保険

判例 大阪地裁平成18年9月12日判決 保険金等請求事件

平成15年7月22日 検査勧奨

平成15年7月25日 検査予定〔24日にキャンセル〕

平成15年7月24日より生命保険加入を企図する

平成16年3月1日 生命保険契約締結(2月6日に告知)

告知の際「4. 現在、医師により診察・検査・治療・入院・手術をすすめられていますか、あるいは経過観察中ですか」の問いに「いいえ」と回答

平成16年7月9日 手術：S状結腸癌

論点

1. 虚偽告知：項目4に「いいえ」で答えた→これについては裁判所は「現在」という文言の解釈を理由に否定した。すなわち現在とは直近3ヶ月程度をいい、半年も前の検査勧奨はこれに入らないというもの
2. 商法678条1項違反：裁判所はこれを肯定した

【現在の評価】平成22年4月以降成立の契約については先例判決としての資格は失った。しかし、それ以前に締結されたものについては適用可能である。

保険契約者変更規定の今日的な
課題＝セカンダリーマーケットに関
連して

保険契約者の変更

- 保険契約者の変更については保険法には記載がない
→ 約款に任されている
- 約款上の書きぶり(住友生命 定期保険普通保険約款)

第30条(保険契約者の変更)

保険契約者は、**被保険者の同意および会社の承諾**を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

参考[簡易保険法]→かつては「被保険者の同意」だけでよかった

(保険契約者の地位の任意承継)

第五十七条

終身保険、定期保険、養老保険(契約者死亡後自動継続養老保険を除く。)又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、保険契約者は、**被保険者の同意を得て**、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、介護割増年金付終身年金保険、終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約にあっては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

[現在のかんぽ生命の「普通養老保険約款」]

第23条(保険契約者の変更)

(1)保険契約者は、**被保険者の同意および会社の承諾**を得て、第三者に保険契約の基本契約による権利義務を承継させることができます。

(以下略)

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (1)

最高裁判所平成18年10月12日(不受理決定)

東京高裁平成18年3月23日判決(控訴棄却・上告受理申し立て)

東京地裁平成17年11月17日判決(請求棄却・控訴)

▶経緯

平成元年11月1日 原告(控訴人)XはY生命保険会社と契約締結

死亡保険金 3,000万円(契約者貸付があり2,830万円)

平成2年ごろ Xは肝炎と診断、平成5年ごろから長い闘病生活に入る

平成7年ごろ 食道静脈瘤

平成14年 肝癌と診断され手術 術後は中程度の肝臓障害で生存も、通常勤務にも就けず、妻の収入12万円で暮らす

平成16年 長男の大学入学で4年間で500万円程度の費用の捻出も必要となった
このような学費・療養費の捻出のため米国の買取会社に売り渡しの契約を行った。
このときの通常の解約返戻金は28万円程度

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (2)

① 売買代金	849万円
② ①に加えXの妻に弔慰金(但し、以下のとおり)	
□ 平成17年に死亡した場合	849万円
□ 平成18年に死亡した場合	566万円
□ 平成19年に死亡した場合	283万円
□ 平成20年に死亡した場合	141.5万円
□ 平成21年以降に死亡した場合	56.6万円

なお、Xは契約締結時に550万円を受領した(一部前払いと思われる)が、もしも、契約者変更ができない場合は550万円の返還のみならず、年利15%の手数料の支払も約束していた。

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (3)

■ 裁判上での原告X側の主張

- ①約款上、被告Yには、同意を拒否する正当な利益がない以上、同意すべき義務がある
- ②仮に同意義務がないとしても、Yの同意拒否は権利濫用である〔以上は東京地裁での主張〕
- ③Yが同意を拒否すれば、Xに甚大な不利益を及ぼす反面、Y社には格別の不利益はない
- ④譲受人(買取会社)の人格が問題となるだろうが、その問題はXの窮状に比べれば極微の問題にすぎない
- ⑤約款上では条件付で「・・・できます」とあるが、このような書き方では、どのような場合に拒否されるのか、保険の専門家ではないXにはわからない
- ⑥YはXの契約締結後に作成された社内内規を持ち出して訴求しているが、これは法の本旨に外れる主張である

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (4)

■ 裁判所の判断

- ① 双務契約の当事者の地位の包括的な譲渡については、通常相手方の承諾がなければ、その効力が生じないものと解されている
- ② したがって、特段の法令、約定などが無い限り、保険契約の当事者の一方である保険契約者の変更についての承諾は他方当事者の保険者の裁量に任されているが、特段の法令もなくまた約定も認定されないことから、諾否は保険者の裁量の範囲内である
- ③ 本件は利息制限法の適用ならびにモラルリスクの不存在など斟酌しなければならぬ事柄が多すぎる。したがって個別事案として考慮する範囲を越えている
- ④ 確かに、Xの窮状は解消されないおそれが高いが、だからといって、現時点においてYが同意を拒否したことが権利濫用又は信義則違反に当たるといえることはできない
- ⑤ 個別事案の解決は困難な問題である

裁判所が引用した”貸金業の規制等に関する法律” 現 貸金業法

第1章 総則（目的）

第1条 略

（定義）

第2条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
（(1)乃至(5)略）

2 以下略

（貸付条件等の掲示）

第14条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

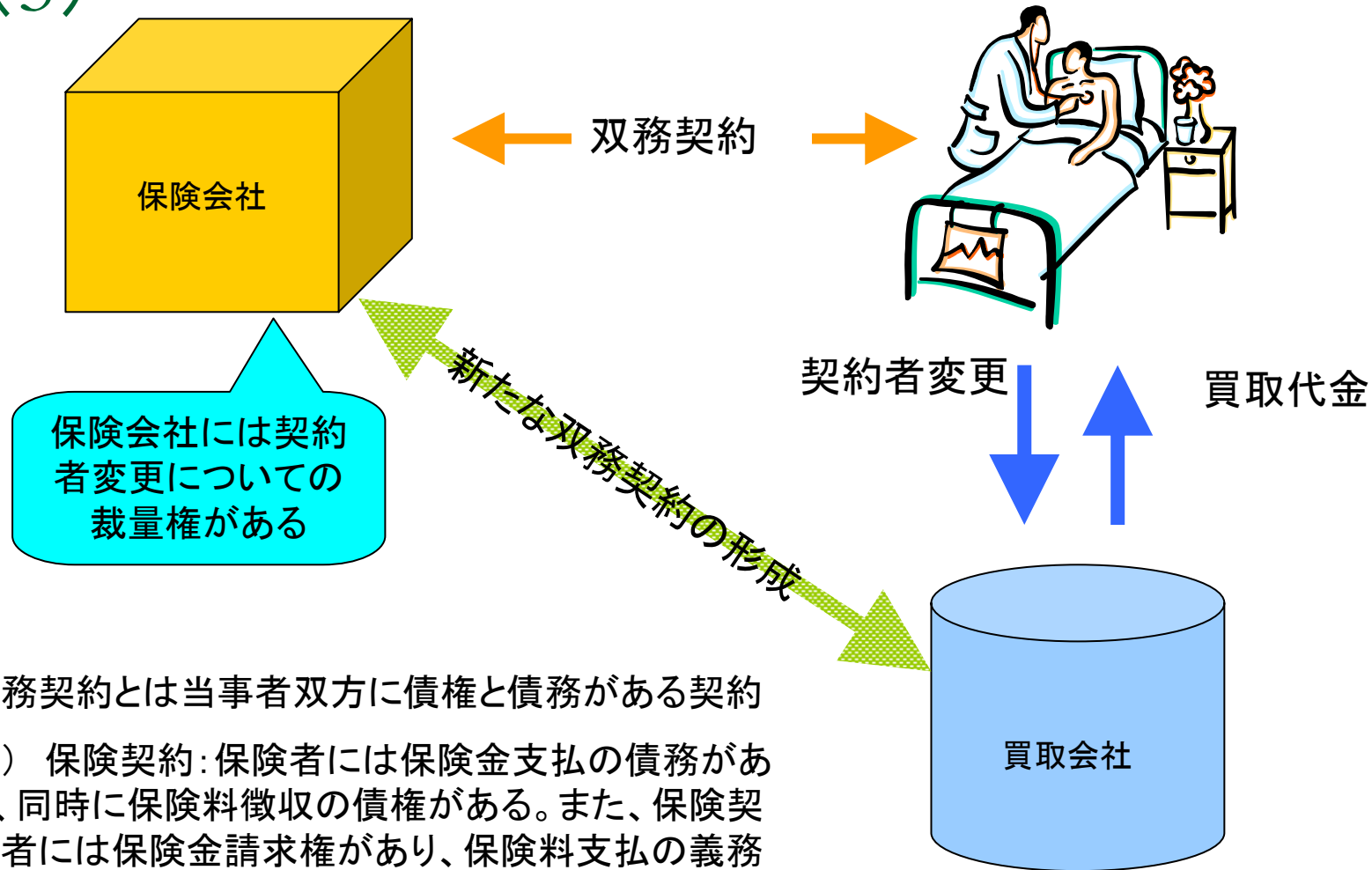
(1) 貸付けの利率（利息及びみなし利息（礼金、割引金、手数料、調査料、その他何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の総額（1年分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率（当該年率に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を100分率で表示するものをいう。以下同じ。）

(2) 返済の方式

(3) 返済期間及び返済回数

以下略

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (5)



双務契約とは当事者双方に債権と債務がある契約

例) 保険契約: 保険者には保険金支払の債務があり、同時に保険料徴収の債権がある。また、保険契約者には保険金請求権があり、保険料支払の義務(債務)がある

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (6)

- 演習：契約者変更ができないとどのような問題が発生するのか
 1. 保険料を支払う義務があるのは保険契約者であるのに、契約者変更ができないと、実際の支払者と義務負担者が異なり、権利義務関係に問題が生じる
 2. 保険金受取人の変更が出来る人は誰でしたっけ？そして、保険金受取人の変更に関し現受取人の通知や承諾は必要でしたか？

生命保険契約の売買と保険契約者変更 (8)

日本で実際に買取が実現した例

- 保険種類 定期特約付養老保険
- 被保険者 男性 56才
- 保険金額 300万円
- 解約返戻金 32万円
- 買い取り額 210万円
- 被保険者の身体情報 糖尿病と末期がん
保険契約は郵政の「簡易保険」(保険契約者の地位の任意承継ができることを思い出しましょう)

(株)リスク・マネジメント社ホームページより

https://viatical.jp/sample_usa.htm

死亡保障保険に於ける 日本の生前給付保障

■ 高度障害保険金

両眼の視力の喪失・両上肢の機能の喪失・両下肢の機能の喪失など重い障害状態を負った場合、死亡保険金と同額を支払い、保険契約は終了する。

■ 保険料払込免除

高度障害状態まで至らない、傷害を原因とする身体障害状態で比較的高度なもの、例えば1眼の視力の喪失などの場合、以後の保険料支払を免除する。

■ リビング・ニーズ特約

被保険者が余命6ヶ月と医師により判断された場合に、保険金から6ヶ月分の金利と6ヶ月分の保険料を控除して保険金を支払う制度。保険業法では「医師の診断」となっているが、現実には医師は「余命6ヶ月」の「診断」はしない。意見のみを徴収する。

保険料不可分の原則と保険 実務

保険料不可分の原則とは

- 保険料期間というものが存在する。⇔ 保険料計算の基本単位がある
- 年払保険料については年間分が一つの割引率で現時点に割り引かれている
- また、死亡率は年間の変動をとりあえず均して1年間の死亡率としたものであって、年間において均等ではない(これは前述しました)
- 従って、保険料は年ならば年、半年ならば半年、そして、月払ならば月の期間が一つの単位でそれを分割することができないという原則

保険料不可分の原則の適用

- これは今回の保険法の制定までは保険料不可分の原則は適用されている
- これは本来法的问题ではなく、保険という制度の問題であって、存続は単にノスタルジーではない
- アクチュアリアルにも未検討な部分がある
- 以上のような観点から、数理的には支持されないまま、保険料不可分は適用の場所を失った
- 従って、これは全て法的问题である。

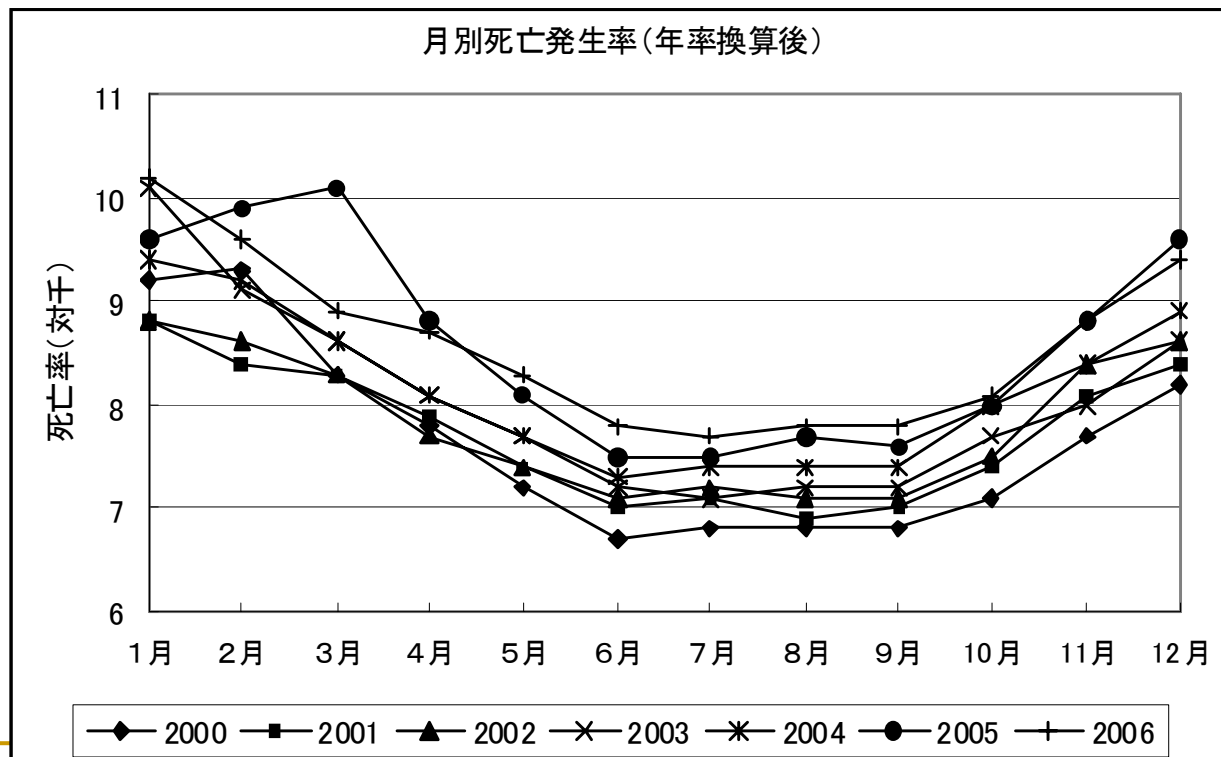
保険料不可分の原則について：撤廃したのは不合理？

- 保険料不可分の原則の撤廃に関しては
 - 少なくとも数理的には撤廃を容認する根拠はない
 - 純粹に法的問題
- 法的問題としては優れた論考が出たが、払拭しえない禍根を残した
- 論者は旧商法655条の反対解釈で保険法制定前の保険契約では保険料不可分は維持されると主張するが、これは従来から問題となっているもので、655条は損害保険条項であって生命保険に対しては準用規定すら持たないものである。

保険料不可分の原則と保険実務

分割できるとする背景には1年間にわたって死亡は均等に発生するという仮定が存在している

この仮説は下記のように簡単に否定されてしまう



保険料不可分の原則について：撤廃したのは不合理？

第六百五十三条【責任開始期前における任意解除】 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得 （生命保険において引用）

第六百五十四条【責任開始期前における被保険利益の消滅】 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テ保険契約者又ハ被保険者ノ行為ニ因ラスシテ保険ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ保険者ノ負担ニ歸スヘキ危険カ生セサルニ至リタルトキハ保険者ハ保険料ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコトヲ要ス （生命保険において引用なし）

第六百五十五条【手数料】 前二条ノ場合ニ於テハ保険者ハ其返還スヘキ保険料ノ半額ニ相当スル金額ヲ請求スルコトヲ得 （生命保険において引用なし）

新たな債権法制定と損害賠償額 算定に関するトピック

金利の議論は思ったより重い

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

4歳の女兒が交通事故で死亡した例:

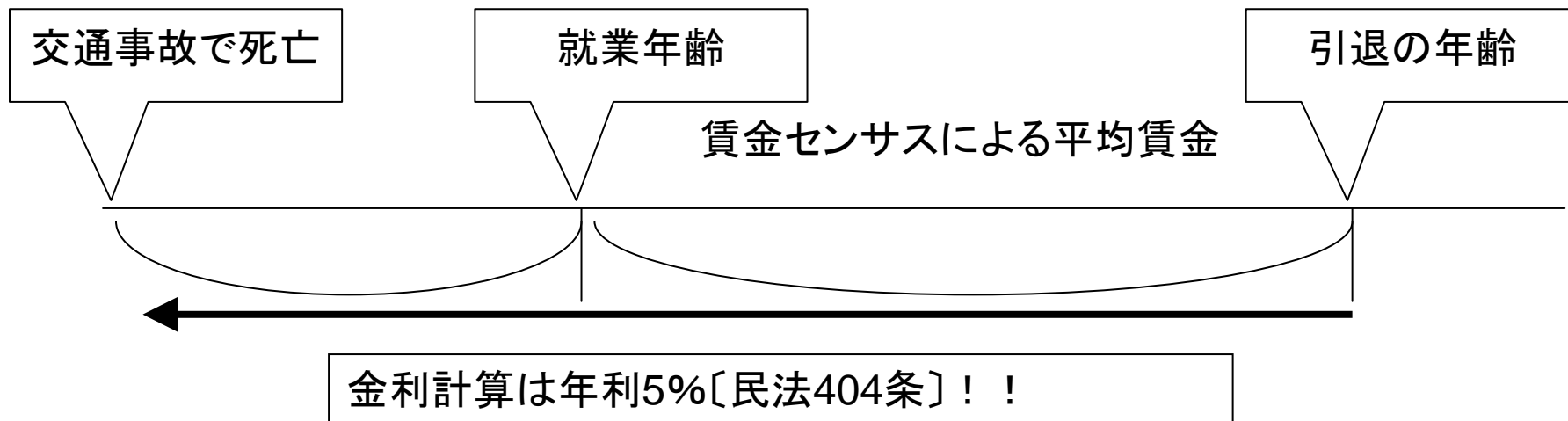
18歳で就職し67歳まで49年間就労する。平均賃金として年間約488万円、生活控除率は45%〔平成16年7月27日 さいたま地裁判決〕

逸失利益＝死者の得べかりし年間収入×稼働可能年数－生活費－中間利息

金利	中間利息	控除後の逸失利益
5%	105,679,476	25,866,169
4%	97,137,063	34,408,582
3%	84,927,479	46,618,166
2%	67,104,387	64,441,258
1%	40,521,428	91,024,217
0%	0	131,545,645

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

逸失利益 = 死者の得べかりし年間収入 × 稼働可能年数 - 生活費 - 中間利息



ライプニッツ法: 複利計算

ホフマン法: 単利計算

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

債権法改正の基本方針〔別冊NBL126〕

【3.1.1.48】(法定利息)

- 法定利率の定め方は、固定方式から変動方式に移行するものとする
- 民法には2種の法定利率(短期・長期)を定める。短期をさらに2種に分かるか否かは別途検討を要するが、商事の特則を置くか否かは商法に委ねるものとする
- 利率の決定方法としては、市場金利との連動をはかる方法を用いるものとする
- 規定の位置については、別途検討を要する。

【3.1.1.49】(中間利息の控除)

- 人身損害の場合の損害額の算定につき中間利息の控除を行う場合には、長期の法定利率によるものとする。
- ~~それ以外の場合の中間利率の控除については、基準時を定めてその時点での短期の法定利率によるものとする。~~

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

債権法改正の基本方針〔別冊NBL126〕

【3.1.1.49】(中間利息の控除)

- 人身損害の場合の損害額の算定につき中間利息の控除を行う場合には、長期の法定利率によるものとする。

以下略

基準金利の過去40年分(あるいは30年分)の平均を用いることが考えられる。ちなみに公定歩合を基準金利とすると、過去40年間の平均値=3.47%、過去30年間の平均値=2.59%。

現行裁判による値	過去40年間の平均で計算	過去30年間の平均で計算
25,866,169円	40,321,284円	53,102,940円
----	1.56倍	2.05倍

自動車や傷害関連の保険料はどうなるでしょうか？少なくとも死亡に関してはかなり保険料は上昇するでしょう

日本語による保険法関連の主要文献

- 大森忠夫「保険法〔補訂版〕」(法律学全集31)有斐閣 昭和60年
- 江頭憲治郎「商取引法第5版」弘文堂 平成21年
- 山下友信・米山高生編「保険法解説」有斐閣 平成22年